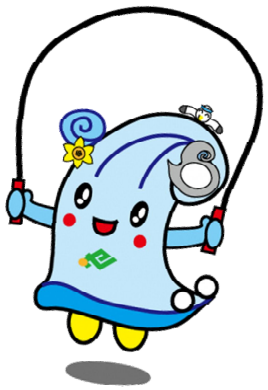
現況届の提出について（お願い）

現在、各保育施設をご利用の皆様につきまして、令和９年度も継続利用される場合は「現況届」の提出が必要ですので、次のとおり締切日までに提出ください。

◎提出書類
- 支給認定兼入園（所）現況届
- 就労証明書
 ※教育利用の場合は不要。
- その他必要書類



◎書類配置先
- 認定こども園きたひやま
- 瀬棚保育所、大成保育園
- 役場健康推進課
 町公式ＨＰからダウンロード可能

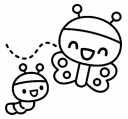
◎提 出 先
- 認定こども園きたひやま
- 瀬棚保育所
- 大成保育園

◎留意事項
① 保育認定の対象となる児童については、裏面をご覧ください。
② 世帯から２人以上の入園（所）の場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いてください。
③ 就労先や就労時間の変更、仕事を辞められた場合などは、その都度、支給認定の変更申請が必要となります。

◎提出締切　令和８年１２月４日（金）まで〔期限厳守〕



保育を必要とする事由



（夫婦世帯の場合は保護者いずれもが事由に該当する必要があります）

No.	事由	保育必要量		提出書類
1	就労	月 48 時間以上 120 時間未満	短時間	就労証明書
		月 120 時間以上	標準	
2	妊娠（産前・産後）		標準	母子手帳の写し
3	疾病、負傷、障がい	町長が適当と認める認定	短時間又は標準	医師の診断書又は民生委員の証明書
4	同居親族の介護又は看護	町長が適当と認める認定	短時間又は標準	医師の診断書又は民生委員の証明書
5	災害の復旧		標準	民生委員の証明書
6	求職活動（起業準備含む）		短時間	求職活動申立書
		町長が特に必要と認めた場合	標準	
7	教育施設在学	月 48 時間以上 120 時間未満	短時間	在学証明書等
		月 120 時間以上	標準	
8	職業訓練	月 48 時間以上 120 時間未満	短時間	就学予定申立書（職業訓練等）
		月 120 時間以上	標準	
9	児童虐待		標準	保育を必要としている事由申立書
１０	配偶者からの暴力		標準	
１１	育児休業に係る子ども以外の継続利用		短時間	就労証明書出生証明書
		町長が特に必要と認めた場合	標準	
１２	このほか、類するもので町長が認める事由	町長が適当と認める認定	短時間または標準	

★時間外保育・延長保育の利用について★

朝7時30分から早朝保育、夕方6時30分まで時間外保育／延長保育を行います。

※保育短時間認定児が利用できます。



◎お問い合わせ先

認定こども園きたひやま　電話：０１３７－８４－５２５５

瀬棚保育所　電話：０１３７－８７－３１６４

大成保育園　電話：０１３９８－４－５０２２

役場　健康推進課　電話：０１３７－８４－５１１５